

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱新旧対照表（令和3年2月16日改正）

改正案	現行	備考
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 （中略）</p> <p><u>令和 3年 2月16日 国総地第 96号</u> <u>国鉄事第633号</u> <u>国自旅第406号</u> <u>国海内第208号</u> <u>国空事第1627号</u></p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 （中略）</p>	
<p>目次</p> <p>第1編 共通事項（第1条－第3条）</p> <p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通（第4条－第25条の22）</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金</p> <p>第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金</p> <p>第5節 貨客混載導入経費国庫補助金</p>	<p>目次</p> <p>第1編 共通事項（第1条－第3条）</p> <p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通（第4条－第25条の22）</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金</p> <p>第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金</p> <p>第5節 貨客混載導入経費国庫補助金</p>	

改正案	現行	備考
<p>第2章 離島航路（第26条—第58条）</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 離島航路運営費等補助金</p> <p>第3節 離島航路構造改革補助金</p> <p>第3章 離島航空路（第59条—第73条）</p> <p>第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p>第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条—第91条）</p> <p>第2章 利用環境改善促進等事業（第92条—第97条）</p> <p>第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条—第105条）</p> <p>第4編 地域公共交通調査等事業</p> <p>第1章 地域公共交通調査事業（第106条—第126条）</p> <p>第1節 地域公共交通計画策定事業</p> <p>第2節 地域公共交通計画推進事業</p> <p>第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条—第132条）</p> <p>第1節 利便増進計画策定事業</p> <p>第2節 利便増進計画推進事業</p> <p>第3章 地域公共交通バリアフリー化調査事業（第133条—第135条）</p> <p>第1編 共通事項</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定め</p>	<p>第2章 離島航路（第26条—第58条）</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 離島航路運営費等補助金</p> <p>第3節 離島航路構造改革補助金</p> <p>第3章 離島航空路（第59条—第73条）</p> <p>第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p>第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条—第91条）</p> <p>第2章 利用環境改善促進等事業（第92条—第97条）</p> <p>第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条—第105条）</p> <p>第4編 地域公共交通調査等事業</p> <p>第1章 地域公共交通調査事業（第106条—第126条）</p> <p>第1節 計画策定事業</p> <p>第2節 計画推進事業</p> <p>第2章 地域公共交通再編推進事業（第127条—第132条）</p> <p>第1節 再編計画策定事業</p> <p>第2節 再編計画推進事業</p> <p>第3章 地域公共交通バリアフリー化調査事業（第133条—第135条）</p> <p>第1編 共通事項</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定め</p>	

改正案	現行	備考
<p>るところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)</u>第5条第1項に掲げる地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。</p> <p>イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業(口及び次号イに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ <u>地域公共交通計画</u>を策定するために必要な調査を行う事業</p> <p>ハ <u>地域公共交通計画</u>に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>八 「<u>地域公共交通利便増進事業</u>」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。</p>	<p>るところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。</p> <p>イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業(口及び次号イに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)</u>第5条第1項に掲げる<u>地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)</u>を策定するために必要な調査を行う事業</p> <p>ハ <u>形成計画</u>に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>八 「<u>地域公共交通再編推進事業</u>」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。</p>	

改正案	現行	備考
<p>イ <u>活性化法第27条の16第1項</u>に規定する<u>地域公共交通利便増進実施計画</u>（以下「<u>利便増進計画</u>」という。）を策定するために必要な調査を行う事業</p> <p>ロ <u>利便増進計画</u>（<u>活性化法第27条の17</u>の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26の<u>利便増進計画</u>策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条（略）</p>	<p>イ <u>活性化法第27条の2第1項</u>に規定する<u>地域公共交通再編実施計画</u>（以下「<u>再編計画</u>」という。）を策定するために必要な調査を行う事業</p> <p>ロ <u>再編計画</u>（<u>活性化法第27条の3</u>の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26の<u>再編計画</u>策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条（略）</p>	
<p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第4条・第5条（略）</p>	<p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第4条・第5条（略）</p>	
<p>（補助対象事業の基準）</p> <p>第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>利便増進計画</u>に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表</p>	<p>（補助対象事業の基準）</p> <p>第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>再編計画</u>に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」</p>	

改正案	現 行	備考
4」と読み替えるものとする。	と読み替えるものとする。	
<p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「<u>利便増進特例</u>」という。)を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち<u>利便増進計画</u>に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「<u>再編特例</u>」という。)を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち<u>再編計画</u>に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	
<p>(生活交通確保維持改善計画の策定)</p> <p>第8条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している</p>	<p>(生活交通確保維持改善計画の策定)</p> <p>第8条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している</p>	

改正案	現 行	備考
<p>場合は、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>一～二の2 (略)</p> <p>三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする系統の概要</p> <p>第9条～第14条 (略)</p>	<p>場合は、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>一～二の2 (略)</p> <p>三 再編特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要</p> <p>第9条～第14条 (略)</p>	
<p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第15条 (略)</p>	
<p>(補助対象事業の基準)</p> <p>第16条 本節における補助対象事業は、別表7に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表8に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表7」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。</p>	<p>(補助対象事業の基準)</p> <p>第16条 本節における補助対象事業は、別表7に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表8に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、再編計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表7」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第17条 陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けよ</p>	<p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第17条 陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けよ</p>	

改正案	現 行	備考
<p>うとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち利便増進計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>うとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち再編計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。</p> <p>第18条 (略)</p>	
<p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金 第19条～第22条 (略)</p>	<p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金 第19条～第22条 (略)</p>	
<p>(補助金交付申請)</p> <p>第23条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-10による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「車両減価償却費等利便増進特例等」という。)を受けようとする場合にあっては、「11月30日」とあるのは「2月10日」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(補助金交付申請)</p> <p>第23条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-10による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第20条第2項又は第3項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「車両減価償却費等再編特例等」という。)を受けようとする場合にあっては、「11月30日」とあるのは「2月10日」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条 (略)</p>	
<p>(準用規定)</p> <p>第25条 第5条、第9条、第13条及び第14条の規定(第18条による読み替え後の規定を含む。)は、本節において準用する。ただし、車両減価償却費等利便増進特例等を受けようとする場合にあっては、第5条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは、「4月1日から翌年1月末日までの間」と読み替えるものとし、第25条の5から第25条の8までの規定を準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第25条 第5条、第9条、第13条及び第14条の規定(第18条による読み替え後の規定を含む。)は、本節において準用する。ただし、車両減価償却費等再編特例等を受けようとする場合にあっては、第5条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは、「4月1日から翌年1月末日までの間」と読み替えるものとし、第25条の5から第25条の8までの規定を準用する。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>第25条の2～第25条の16 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第26条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第29条の事業の対象となっている離島航路において、利便増進計画に基づき、旅客定期航路事業から海上運送法第2条第3項に規定する貨物定期航路事業（人の運送をするものに限る。）又は同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業に転換した場合については、これらの事業を離島航路事業とみなす。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第27条～第73条 (略)</p>	<p>第25条の2～第25条の16 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第26条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第29条の事業の対象となっている離島航路において、再編計画に基づき、旅客定期航路事業から海上運送法第2条第3項に規定する貨物定期航路事業（人の運送をするものに限る。）又は同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業に転換した場合については、これらの事業を離島航路事業とみなす。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第27条～第73条 (略)</p>	
<p>第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p>第74条～第91条 (略)</p> <p>第2章 利用環境改善促進等事業</p> <p>第92条 (略)</p> <p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第93条 利用環境改善促進等事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p>	<p>第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p>第74条～第91条 (略)</p> <p>第2章 利用環境改善促進等事業</p> <p>第92条 (略)</p> <p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第93条 利用環境改善促進等事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>一～五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる事業（LRTシステム又はBRTシステムの整備に係るものに限る。）である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。</p> <p>一 <u>地域公共交通計画</u>及び<u>利便増進計画</u>に基づいて実施される事業 <u>利便増進計画</u></p> <p>二 <u>地域公共交通計画</u>及び<u>利便増進計画</u>並びに立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に掲げる計画をいう。）及び都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日）に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。）の双方に基づいて実施される事業 <u>利便増進計画</u>及び都市交通戦略</p> <p>三 <u>地域公共交通計画</u>及び<u>利便増進計画</u>並びに軌道運送高度化実施計画（活性化法第8条第1項に掲げる計画であって、同法第9条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）又は道路運送高度化実施計画（活性化法第13条第1項に掲げる計画であって、同法第14条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。） <u>利便増進計画</u>及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画</p>	<p>一～五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げる事業（LRTシステム又はBRTシステムの整備に係るものに限る。）である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。</p> <p>一 <u>形成計画</u>及び<u>再編計画</u>に基づいて実施される事業 <u>再編計画</u></p> <p>二 <u>形成計画</u>及び<u>再編計画</u>並びに立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に掲げる計画をいう。）及び都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日）に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。）の双方に基づいて実施される事業 <u>再編計画</u>及び都市交通戦略</p> <p>三 <u>形成計画</u>及び<u>再編計画</u>並びに軌道運送高度化実施計画（活性化法第8条第1項に掲げる計画であって、同法第9条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）又は道路運送高度化実施計画（活性化法第13条第1項に掲げる計画であって、同法第14条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。） <u>再編計画</u>及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画</p>	
<p>第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業</p> <p>第98条 (略)</p>	<p>第98条 (略)</p>	

改正案	現行	備考
<p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第99条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再構築計画及び<u>利便増進計画</u>については、第1項に掲げる事項のうち、当該再構築計画又は<u>利便増進計画</u>に記載されていない事項を記載した書類(以下「追記書類」という。)を添付することにより生活交通確保維持改善計画に代えることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第101条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定は、<u>利便増進計画</u>に基づいて実施される事業については、同項中「関係地方公共団体(国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。))が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特</p>	<p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第99条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再構築計画及び<u>再編計画</u>については、第1項に掲げる事項のうち、当該再構築計画又は<u>再編計画</u>に記載されていない事項を記載した書類(以下「追記書類」という。)を添付することにより生活交通確保維持改善計画に代えることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第101条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定は、<u>再編計画</u>に基づいて実施される事業については、同項中「関係地方公共団体(国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。))が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特</p>	

改正案	現 行	備考
<p>定地方公共団体」という。)が負担するとき」とあるのは「関係地方公共団体が負担するとき」と、同項第1号中「特定地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第102条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第99条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 次に掲げる事業である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画の写しを添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再構築計画及び<u>利便増進計画</u>の双方に基づいて実施される事業 再構築計画及び<u>利便増進計画</u></p> <p>第103条～第105条 (略)</p>	<p>定地方公共団体」という。)が負担するとき」とあるのは「関係地方公共団体が負担するとき」と、同項第1号中「特定地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第102条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第99条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 次に掲げる事業である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画の写しを添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再構築計画及び<u>再編計画</u>の双方に基づいて実施される事業 再構築計画及び<u>再編計画</u></p> <p>第103条～第105条 (略)</p>	
<p>第4編 地域公共交通調査等事業</p> <p>第1章 地域公共交通調査事業</p> <p>第1節 <u>地域公共交通計画</u>策定事業</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第106条 本節における補助対象事業者は、<u>活性化法法定協議会</u>とする。</p>	<p>第4編 地域公共交通調査等事業</p> <p>第1章 地域公共交通調査事業</p> <p>第1節 <u>計画</u>策定事業</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第106条 本節における補助対象事業者は、<u>第2条第1項第一号に規定する協議会又は協議会の構成員である都道府県若しくは市町村</u>(以下この章において「地方公共団体」という。)とする。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>(交付の対象等)</p> <p>第107条 大臣は、第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>一 地域公共交通計画に、公共交通の利用者数、収支率その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第108条～第123条 (略)</p>	<p>(交付の対象等)</p> <p>第107条 大臣は、第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>一 形成計画に、公共交通の利用者数、収支率その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第108条～第123条 (略)</p>	
<p>第2節 地域公共交通計画推進事業 (補助対象事業者)</p> <p>第124条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。</p>	<p>第2節 計画推進事業 (補助対象事業者)</p> <p>第124条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会又は活性化法法定協議会の構成員である地方公共団体とする。</p>	
<p>(交付の対象等)</p> <p>第125条 大臣は、地域公共交通計画に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本節の補助金は、地域公共交通計画の策定された日の属する会計年</p>	<p>(交付の対象等)</p> <p>第125条 大臣は、形成計画に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本節の補助金は、形成計画の策定された日の属する会計年度（以下</p>	

改正案	現 行	備考
<p>度（以下この項において「策定年度」という。）の翌々年度以降においては、当該計画の計画期間内であるかどうかを問わず、交付しないものとする。ただし、策定年度に本節の補助金の交付を受けていない場合であって、策定年度に補助事業の申請を行わなかったことについて合理的な理由があると認められるときは、策定年度の翌々年度においても交付することができるものとする。</p> <p>第126条 （略）</p>	<p>この項において「策定年度」という。）の翌々年度以降においては、当該計画の計画期間内であるかどうかを問わず、交付しないものとする。ただし、策定年度に本節の補助金の交付を受けていない場合であって、策定年度に補助事業の申請を行わなかったことについて合理的な理由があると認められるときは、策定年度の翌々年度においても交付することができるものとする。</p> <p>第126条 （略）</p>	
<p>第2章 地域公共交通利便増進事業 第1節 利便増進計画策定事業 （補助対象事業者） 第127条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。</p>	<p>第2章 地域公共交通再編推進事業 第1節 再編計画策定事業 （補助対象事業者） 第127条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会又は活性化法法定協議会の構成員である都道府県若しくは市町村（以下この章において「地方公共団体」という。）とする。</p>	
<p>（交付の対象等） 第128条 大臣は、補助対象事業者が取り組む利便増進計画（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。 一 利便増進計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地域公共交通利便増進事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること。 二 （略）</p>	<p>（交付の対象等） 第128条 大臣は、補助対象事業者が取り組む再編計画（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。 一 再編計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地域公共交通再編事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること。 二 （略）</p>	

改正案	現 行	備考
2 (略)	2 (略)	
<p>(準用規定)</p> <p>第129条 第108条から第123条までの規定は本節において準用する。この場合において、第108条中「様式第5-1」とあるのは「様式第5-10」と、第117条中「別表25」とあるのは「別表26-1」と読み替えるものとし、様式第5-2から様式第5-8まで並びに様式第5-12及び様式第5-13において「地域公共交通調査事業」とあるのは「地域公共交通利便増進事業」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第129条 第108条から第123条までの規定は本節において準用する。この場合において、第108条中「様式第5-1」とあるのは「様式第5-10」と、第117条中「別表25」とあるのは「別表26-1」と読み替えるものとし、様式第5-2から様式第5-8まで並びに様式第5-12及び様式第5-13において「地域公共交通調査事業」とあるのは「地域公共交通再編推進事業」と読み替えて適用するものとする。</p>	
<p>第2節 利便増進計画推進事業</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第130条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。</p>	<p>第2節 再編計画推進事業</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第130条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会又は活性化法法定協議会の構成員である地方公共団体とする。</p>	
<p>(交付の対象等)</p> <p>第131条 大臣は、利便増進計画に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本節の補助金は、利便増進計画の認定を受けた日の属する会計年度(以下この節において「認定年度」という。)から起算して5会計年度を経過した以降の会計年度においては、当該計画の計画期間内</p>	<p>(交付の対象等)</p> <p>第131条 大臣は、再編計画に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本節の補助金は、再編計画の認定を受けた日の属する会計年度(以下この節において「認定年度」という。)から起算して5会計年度を経過した以降の会計年度においては、当該計画の計画期間内であるかどうかを問わず、大臣は交付しないものとする。ただし、</p>	

改正案	現 行	備考
<p>であるかどうかを問わず、大臣は交付しないものとする。ただし、策定年度に本節の補助金の交付を受けていない場合であって、認定年度に補助事業の申請を行わなかったことについて合理的な理由があると認められるときは、認定年度から起算して6会計年度においても交付することができるものとする。</p>	<p>策定年度に本節の補助金の交付を受けていない場合であって、認定年度に補助事業の申請を行わなかったことについて合理的な理由があると認められるときは、認定年度から起算して6会計年度においても交付することができるものとする。</p>	
<p>(準用規定) 第132条 第108条から第123条までの規定は本節において準用する。この場合において、第108条中「様式第5-1」とあるのは「様式第5-11」と、第117条中「別表25」とあるのは「別表26-1」と読み替えるものとし、様式第5-2から様式第5-8まで並びに様式第5-12及び様式第5-13において「地域公共交通調査事業」とあるのは「<u>地域公共交通利便増進事業</u>」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>(準用規定) 第132条 第108条から第123条までの規定は本節において準用する。この場合において、第108条中「様式第5-1」とあるのは「様式第5-11」と、第117条中「別表25」とあるのは「別表26-1」と読み替えるものとし、様式第5-2から様式第5-8まで並びに様式第5-12及び様式第5-13において「地域公共交通調査事業」とあるのは「<u>地域公共交通再編推進事業</u>」と読み替えて適用するものとする。</p>	
<p>第133条～第138条 (略)</p>	<p>第133条～第138条 (略)</p>	
<p><u>附 則 (令和3年2月16日 国総地第96号、国鉄事第633号、国自旅第406号、国海内第208号、国空事第1627号)</u></p> <p>第1条 この要綱の改正は、当該各号に定める時点から施行する。 一 目次、第2条第1項第2号、第7号及び第8号、第6条第2項、第7条第4項、第8条第3項、第16条第3項、第17条第3項、第23条第2項、第25条、第93条第5項、第99条第3項、第101条第3項、第102条第2項、第106条、第107条第1項、第124条、第125条第1項及び第3項、第1</p>	<p>(新設)</p>	

改正案	現 行	備考
<p>27条、第128条第1項、第129条、第130条、第131条第1項及び第3項並びに第132条に係る改正 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行の日</p> <p>二 附則第2条から第34条まで 令和2年度第三次補正予算</p> <p><u>（活性化・継続事業）</u></p> <p>第2条 大臣は、令和2年度第<u>三</u>次補正予算に限り、附則別表1に掲げる地域公共交通事業者が<u>ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る</u>事業（以下「<u>活性化・継続事業</u>」という。）を行う場合においては、この条から附則第<u>21</u>条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第<u>21</u>条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（補助対象期間の始期）</p> <p>第3条 <u>活性化・継続</u>事業における補助対象期間の始期は、令和2年<u>12月15日</u>とする。</p> <p><u>（地域公共交通活性化・継続計画）</u></p> <p>第4条 <u>補助対象事業者は、活性化・継続事業を行おうとするときは、次に掲げる事項について、別に定めるところにより地域公共</u></p>	<p>（新設）</p> <p><u>（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）</u></p> <p>※便宜上、下記は二次補正予算における感染症拡大防止対策事業との比較</p> <p>第2条 大臣は、令和2年度第<u>二</u>次補正予算に限り、附則別表1に掲げる地域公共交通事業者が<u>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な対策を行う</u>事業（以下「<u>地域公共交通感染症拡大防止対策事業</u>」という。）を行う場合においては、この条から附則第<u>20</u>条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第<u>20</u>条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（補助対象期間）</p> <p>第3条 <u>地域公共交通感染症拡大防止対策</u>事業における補助対象期間は、令和2年<u>5月27日</u>から<u>令和3年3月31日</u>までとする。</p> <p>（新設）</p>	

改正案	現行	備考
<p><u>交通活性化・継続計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>一 公共交通のデジタル化・システム化の取組</u></p> <p><u>二 感染症拡大防止対策の取組</u></p> <p><u>三 事業の活性化・継続に資する新たな取組</u></p> <p><u>四 地方公共団体との連携に関する取組</u></p> <p><u>五 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組</u></p> <p><u>六 前各号の取組に見込まれる経費</u></p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第21条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 <u>活性化・継続</u>事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、</p>	<p>(補助対象事業等)</p> <p>第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 <u>地域公共交通感染症拡大防止対策</u>事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、</p>	

改正案	現行	備考
<p>すみやかに様式第<u>9</u>－1による補助金交付申請書に地域公共交通活性化・継続計画を添付して大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであつて附則別表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。</p> <p>一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ <u>実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込（新型コロナウイルス感染症の影響前との比較を含む。）等）</u></p> <p>ロ <u>地域公共交通活性化・継続計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容</u></p> <p>ハ 実証運行に要する経費見込</p> <p>ニ 実証運行による収入見込</p> <p>二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）</p> <p>三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類</p> <p>（交付の決定及び通知）</p> <p>第<u>8</u>条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定を行い、様式第<u>9</u>－2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>（交付決定の変更等の申請）</p> <p>第<u>9</u>条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする</p>	<p>すみやかに様式第<u>8</u>－1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであつて附則別表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。</p> <p>一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込（対前年比を含む。）等）</p> <p>ロ <u>必要な感染症対策及び車内等の密度を上げないための配慮</u>の内容</p> <p>ハ 実証運行に要する経費見込</p> <p>ニ 実証運行による収入見込</p> <p>二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）</p> <p>三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類</p> <p>（交付の決定及び通知）</p> <p>第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定を行い、様式第<u>8</u>－2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>（交付決定の変更等の申請）</p> <p>第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする</p>	

改正案	現行	備考
<p>るときは、様式第<u>9</u>－3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。</p> <p>(交付決定の変更及び通知)</p> <p>第<u>10</u>条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第<u>9</u>－4による交付決定変更通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第<u>11</u>条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第<u>12</u>条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第<u>9</u>－5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。<u>ただし、第8条第1項又は第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。</u></p>	<p>るときは、様式第<u>8</u>－3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。</p> <p>(交付決定の変更及び通知)</p> <p>第9条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第<u>8</u>－4による交付決定変更通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第11条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第<u>8</u>－5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第9-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第9-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等） 二 <u>地域公共交通活性化・継続計画に基づく新たな取組に係る実証運行</u>による効果 三 実証運行に要した経費 四 実証運行による収入 <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第14条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9-8により</p>	<p>3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第8-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等） 二 <u>必要な感染症対策及び車内等の密度を上げないための配慮</u>による効果 三 実証運行に要した経費 四 実証運行による収入 <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第13条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8-8により</p>	

改正案	現 行	備考
<p>補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第15条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(事業の中止等)</p> <p>第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(補助金の整理)</p> <p>第17条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。</p> <p>(取得財産等の整理)</p> <p>第18条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。</p>	<p>補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(事業の中止等)</p> <p>第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(補助金の整理)</p> <p>第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。</p> <p>(取得財産等の整理)</p> <p>第17条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>(帳簿等の保存)</p> <p>第19条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 取得財産等の得喪に関する書類 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類 <p>2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。</p> <p>(取得財産等の管理等)</p> <p>第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>(取得財産等の処分の制限)</p> <p>第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させるこ</p>	<p>(帳簿等の保存)</p> <p>第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 取得財産等の得喪に関する書類 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類 <p>2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。</p> <p>(取得財産等の管理等)</p> <p>第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>(取得財産等の処分の制限)</p> <p>第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第8-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させるこ</p>	

改正案	現 行	備考
<p>ととする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例等)</u></p> <p><u>第22条 令和2年度事業において、第10条第1項の規定による大臣の認定を受けた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。）に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金については、別表1のホに掲げる基準中「15人～150人と見込まれ」とあるのは、「150人以下と見込まれ」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 令和2年度事業において、第10条第1項の規定による認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金については、第6条第1項の規定に関わらず、別表2の「4.」及び「5.」は適用しないものとする。</u></p> <p><u>3 第2項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする場合において、補助対象事業者は、第11条の規定に関わらず、様式第1-8による申請書を国土交通大臣の指定する日までに大臣に提出しなければならない。なお、すでに同条第1項に基づき申請書を提出している補助対象事業者は、同条第2項の書類の添付は要しない。</u></p> <p><u>4 令和2年度事業において、第18条において準用する第10条第1項の規定による大臣に認定を受けた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）に係る地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金につ</u></p>	<p>ととする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改正案	現行	備考
<p><u>いては、第16条第1項の規定に関わらず、別表7のト及び同条第2項の規定により読み替えられる別表9のへに掲げる基準は適用しないものとする。</u></p> <p><u>5 本条の規定による補助金の交付にあたっては、予算の範囲内で行うものとし、第12条及び第13条（第18条で準用する場合を含む。）を準用する。</u></p> <p><u>6 新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少に対応して、第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による変更を行う場合について、都道府県協議会等の内諾を得た場合においては、第11条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の補助金交付申請時にあわせて申請を行うなど、手続を弾力的に運用するものとする。</u></p>		
<p>(被災地域鉄道路線代替輸送事業)</p> <p>第<u>23</u>条 大臣は、令和<u>2</u>年度第<u>三</u>次補正予算に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を</p>	<p>(被災地域鉄道路線代替輸送事業)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※便宜上、下記は元年度補正予算における被災地域鉄道路線代替輸送事業との比較</p> <p>第<u>3</u>条 大臣は、令和<u>元</u>年度第<u>一</u>次補正予算に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を委託</p>	

改正案	現 行	備考
<p>委託する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第<u>3.3</u>条までに定めるところにより、予算の範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第<u>3.3</u>条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。</p> <p>（補助対象期間）</p> <p>第<u>2.4</u>条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする。ただし、非常災害を起因とする運休が生じた日から6月を超えない範囲とする。</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第<u>2.5</u>条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象経費は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入（鉄軌道事業で収受した定期旅客運賃収入のうち、補助対象事業の区間及び期間に相当する額を含む。以下同じ。）を差し引いた額とし、附則別表<u>2</u>に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p> <p>（補助率）</p> <p>第<u>2.6</u>条 大臣は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費の1／3（次の各号のいずれにも該当する補助対象事業者以外の者にあつては1／4）に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。</p>	<p>する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第<u>1.2</u>条までに定めるところにより、予算の範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第<u>1.2</u>条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。</p> <p>（補助対象期間）</p> <p>第<u>4</u>条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする。ただし、非常災害を起因とする運休が生じた日から6月を超えない範囲とする。</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第<u>5</u>条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象経費は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入（鉄軌道事業で収受した定期旅客運賃収入のうち、補助対象事業の区間及び期間に相当する額を含む。以下同じ。）を差し引いた額とし、附則別表<u>1</u>に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p> <p>（補助率）</p> <p>第<u>6</u>条 大臣は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費の1／3（次の各号のいずれにも該当する補助対象事業者以外の者にあつては1／4）に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>一 非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という）における各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</p> <p>二 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</p> <p>（補助金交付申請）</p> <p>第27条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 前条各号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類</p> <p>二 鉄軌道路線の運行休止区間及び代替輸送の委託区間を示す地図</p> <p>三 鉄軌道路線の運行休止期間及び代替輸送の委託期間を証明する書類</p> <p>四 代替輸送の委託に要する経費を証明する書類</p> <p>五 補助対象事業によって生じた収入を証明する書類</p> <p>六 その他大臣が必要と認める書類</p>	<p>一 非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という）における各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</p> <p>二 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</p> <p>（補助金交付申請）</p> <p>第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 前条各号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類</p> <p>二 鉄軌道路線の運行休止区間及び代替輸送の委託区間を示す地図</p> <p>三 鉄軌道路線の運行休止期間及び代替輸送の委託期間を証明する書類</p> <p>四 代替輸送の委託に要する経費を証明する書類</p> <p>五 補助対象事業によって生じた収入を証明する書類</p> <p>六 その他大臣が必要と認める書類</p>	

改正案	現 行	備考
<p>(補助金の交付決定)</p> <p>第28条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第7-2により、補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>3 大臣は、第1項の審査の結果、補助対象事業が完了したものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定を行い、様式第7-3により、補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助対象事業実績報告)</p> <p>第29条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第30条 大臣は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、審査の上、額の確定を行い、様式第7-5により、補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第31条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7-6による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の交付決定)</p> <p>第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第7-2により、補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>3 大臣は、第1項の審査の結果、補助対象事業が完了したものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定を行い、様式第7-3により、補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助対象事業実績報告)</p> <p>第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第10条 大臣は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、審査の上、額の確定を行い、様式第7-5により、補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第11条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7-6による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。</p>	

改正案	現行	備考
<p>(準用規定) 第<u>32</u>条 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。</p> <p>(経過措置) 第<u>33</u>条 令和2年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p><u>2 附則第23条による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統について、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、第15条第2項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とする。</u></p> <p>(第4編の改正に係る経過措置) 第<u>34</u>条 この要綱の改正の際現に行われている改正前の要綱(以下「旧要綱」という)第108条(旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による補助金交付申請は、改正後の要綱(以下「新要綱」という)第108条(新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による補助金交付申請とみなす。</p>	<p>(準用規定) 第<u>12</u>条 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

改正案	現 行	備考		
<p>2 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第109条第1項（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定及び通知は、新要綱第109条第1項（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定及び通知とみなす。</p> <p>3 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第110条第1項（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定変更の申請は、新要綱第110条第1項（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定変更の申請とみなす。</p> <p>4 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第111条第1項（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定の変更及び通知は、新要綱第111条第1項（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定の変更及び通知とみなす。</p>				
別表1（略）	別表1（略）			
<p>別表2（第6条第1項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）</p> <table border="1" data-bbox="129 1265 999 1318"> <tr> <td>補助対象経費の算出方法</td> </tr> </table> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補</p>	補助対象経費の算出方法	<p>別表2（第6条第1項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）</p> <table border="1" data-bbox="1043 1265 1921 1318"> <tr> <td>補助対象経費の算出方法</td> </tr> </table>	補助対象経費の算出方法	
補助対象経費の算出方法				
補助対象経費の算出方法				

改正案				現行				備考																
<p>助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない系統であって、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた補助対象系統にあつては、3年間に限り、この限りではない。</p> <p>(注) (略)</p>				<p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない系統であつて、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>形成計画</u>に位置付けられた補助対象系統にあつては、3年間に限り、この限りではない。</p> <p>(注) (略)</p>																				
<p>別表3（第6条第2項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（<u>利便増進計画</u>に係る補助対象事業の基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助対象事業の基準</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議</td> <td>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別</td> <td><u>利便増進計画</u>に位置づけられた運行系統であつて、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>				補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別	<u>利便増進計画</u> に位置づけられた運行系統であつて、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。	1 / 2	<p>別表3（第6条第2項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（<u>再編計画</u>に係る補助対象事業の基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助対象事業の基準</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議</td> <td>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別</td> <td><u>再編計画</u>に位置づけられた運行系統であつて、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>				補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別	<u>再編計画</u> に位置づけられた運行系統であつて、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。	1 / 2	
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率																					
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別	<u>利便増進計画</u> に位置づけられた運行系統であつて、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。	1 / 2																					
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率																					
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別	<u>再編計画</u> に位置づけられた運行系統であつて、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。	1 / 2																					

改正案				現行				備考
会	表4に定めるところにより算出される経費	イ～へ (略) ト 補助対象期間の末日(9月30日)(補助対象期間の途中に 利便増進計画 期間の末日が到来する場合にあっては、その日)において引き続き運行される予定のものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)		会	表4に定めるところにより算出される経費	イ～へ (略) ト 補助対象期間の末日(9月30日)(補助対象期間の途中に 再編計画 期間の末日が到来する場合にあっては、その日)において引き続き運行される予定のものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)		
(注) (略)				(注) (略)				
別表4 (第6条第2項関連) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (利便増進計画 に係る補助対象経費の算出方法)				別表4 (第6条第2項関連) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (再編計画 に係る補助対象経費の算出方法)				
補助対象経費の算出方法				補助対象経費の算出方法				
(略)				(略)				
(注)				(注)				

改正案	現 行	備考				
<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. <u>利便増進計画</u>に地域間幹線系統と位置付けられた補助対象系統における補助対象経費の額は、次式により計算して得られた額をいう。 「別表 2 により算出した補助対象経費の額」 + (「別表 4 により算出した補助対象経費の額」 - 「別表 2 により算出した補助対象経費の額」) × $\frac{\text{活性化法第 27 条の 16 第 2 項第 1 号に規定する地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程}}{\text{補助対象系統のキロ程}}$</p> <p>5. (略) (※ 1) ～ (※ 3) (略)</p>	<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. <u>再編計画</u>に地域間幹線系統と位置付けられた補助対象系統における補助対象経費の額は、次式により計算して得られた額をいう。 「別表 2 により算出した補助対象経費の額」 + (「別表 4 により算出した補助対象経費の額」 - 「別表 2 により算出した補助対象経費の額」) × $\frac{\text{活性化法第 27 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程}}{\text{補助対象系統のキロ程}}$</p> <p>5. (略) (※ 1) ～ (※ 3) (略)</p>					
<p>別表 5～別表 7 (略)</p>	<p>別表 5～別表 7 (略)</p>					
<p>別表 8 (第 16 条第 1 項関連)</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)</p> <table border="1" data-bbox="129 1121 999 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1121 999 1169">補助対象経費の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 1169 999 1414"> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。ただし、別表 25 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>地域公共交通計画</u>の対象区域内の市区町村にあっては、</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。ただし、別表 25 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>地域公共交通計画</u>の対象区域内の市区町村にあっては、</p>	<p>別表 8 (第 16 条第 1 項関連)</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)</p> <table border="1" data-bbox="1041 1121 1910 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1041 1121 1910 1169">補助対象経費の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1169 1910 1414"> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。ただし、別表 25 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>形成計画</u>の対象区域内の市区町村にあっては、3 年間に</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。ただし、別表 25 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>形成計画</u>の対象区域内の市区町村にあっては、3 年間に</p>	
補助対象経費の算出方法						
<p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。ただし、別表 25 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>地域公共交通計画</u>の対象区域内の市区町村にあっては、</p>						
補助対象経費の算出方法						
<p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。ただし、別表 25 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす<u>形成計画</u>の対象区域内の市区町村にあっては、3 年間に</p>						

改正案				現行				備考
3年間に限り、当該市区町村毎の国庫補助上限額の合計額の範囲内で、都道府県及び当該市区町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付できるものとする。				限り、当該市区町村毎の国庫補助上限額の合計額の範囲内で、都道府県及び当該市区町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付できるものとする。				
(注) (略)				(注) (略)				
別表9 (第16条第2項関連)				別表9 (第16条第2項関連)				
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (利便増進計画に係る補助対象事業の基準)				地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (再編計画に係る補助対象事業の基準)				
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表8に定めるところにより算出される経費	利便増進計画に位置づけられた運行系統であって、市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載されたものの運行のうち、次のイからへまでの全てに適合するもの。ただし、第15条第2項の場合にあっては、口からへまでの全てに適合するもの。 イ～ニ (略) ホ 補助対象期間の末日 (9月30日) (補助対象期間の途中に利便増進計画期間の末日	1/2	一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表8に定めるところにより算出される経費	再編計画に位置づけられた運行系統であって、市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載されたものの運行のうち、次のイからへまでの全てに適合するもの。ただし、第15条第2項の場合にあっては、口からへまでの全てに適合するもの。 イ～ニ (略) ホ 補助対象期間の末日 (9月30日) (補助対象期間の途中に再編計画期間の末日が到	1/2	

改正案				現行				備考
		<p>が到来する場合にあっては、その日)において引き続き運行されるものであること。(補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>へ (略)</p>			<p>来する場合にあっては、その日)において引き続き運行されるものであること。(補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>へ (略)</p>			
(注) (略)				(注) (略)				
別表 1 1 (第 2 0 条第 1 項・附則第 1 5 条の 1 0 関連)				別表 1 1 (第 2 0 条第 1 項・附則第 1 5 条の 1 0 関連)				
車両減価償却費等国庫補助金 (補助対象事業の基準)				車両減価償却費等国庫補助金 (補助対象事業の基準)				
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	
第 2 編第 1 章第 1 節及び第 2 節並びに附則第	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、	1 / 2	第 2 編第 1 章第 1 節及び第 2 節並びに附則第	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、	1 / 2	

改正案				現行				備考	
4条の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法法定協議会	費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表12に定めるところにより算出される経費	次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。 イ（略） ロ 主として第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象システムの運行の用に供するもの。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象システムの運行の用に供している車両にあつては、 利便増進計画 期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ハ・ニ（略）		4条の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法法定協議会	費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表12に定めるところにより算出される経費	次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。 イ（略） ロ 主として第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象システムの運行の用に供するもの。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象システムの運行の用に供している車両にあつては、 再編計画 期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ハ・ニ（略）			
(注) (略)				(注) (略)					
別表11の2（第20条第2項関連） 車両減価償却費等国庫補助金（ 利便増進計画 に係る補助対象事業の基準）				別表11の2（第20条第2項関連） 車両減価償却費等国庫補助金（ 再編計画 に係る補助対象事業の基準）					
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

改正案				現行				備考
(注) (略)				(注) (略)				
別表11の3～別表12 (略)				別表11の3～別表12 (略)				
別表12の2 (第20条第2項関連)				別表12の2 (第20条第2項関連)				
車両減価償却費等国庫補助金 (利便増進計画に係る補助対象経費の算出方法)				車両減価償却費等国庫補助金 (再編計画に係る補助対象経費の算出方法)				
補助対象経費の算出方法				補助対象経費の算出方法				
(略)				(略)				
別表12の3 (略)				別表12の3 (略)				
別表13 (第25条の3・附則第15条の11関連)				別表13 (第25条の3・附則第15条の11関連)				
公有民営方式車両購入費国庫補助金 (補助対象事業の基準)				公有民営方式車両購入費国庫補助金 (補助対象事業の基準)				
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	
地方公共団体及び活性化法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用であって、別表14に定めるところ	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからホまでの全てに適合する車両 (新車に限る。)	1/2	地方公共団体及び活性化法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用であって、別表14に定めるところ	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからホまでの全てに適合する車両 (新車に限る。)	1/2	

改正案				現行				備考
	により算出される経費	イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両又は前年度に取得し、本節による補助金の交付を受けている車両であること。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象システムの運行の用に供している車両にあつては、 利便増進計画 期間の満了後も、2年目まで引き続き補助対象とすることができる。			により算出される経費	イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両又は前年度に取得し、本節による補助金の交付を受けている車両であること。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象システムの運行の用に供している車両にあつては、 再編計画 期間の満了後も、2年目まで引き続き補助対象とすることができる。		
(注) (略)				(注) (略)				
別表14～別表23 (略)				別表14～別表23 (略)				
別表24 (第92条第2項関連)				別表24 (第92条第2項関連)				
利用環境改善促進等事業 (補助対象事業者等)				利用環境改善促進等事業 (補助対象事業者等)				
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(注)				(注)				
1. ～2. (略)				1. ～2. (略)				
3. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。				3. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。				

改正案		現行		備考
事業	補助率	事業	補助率	
地域公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業	2/5	形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業	2/5	
地域公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1/2	形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1/2	
地域公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1/2	形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1/2	
別表25（第107条第2項・第125条第2項関連）		別表25（第107条第2項・第125条第2項関連）		
地域公共交通調査事業（補助対象経費等）		地域公共交通調査事業（補助対象経費等）		
	補助対象経費	補助率		
地域公共交通計画策定事業	(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業（訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。） ・計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等）	1/2（上限額500万円、1,500万円（※地域公共交通協働トライアル推進事業に限る。））	計画策定事業 (1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業（訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。） ・計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等）	1/2（上限額500万円、1,500万円（※地域公共交通協働トライアル推進事業に限る。））
地	(1) 利用促進に係る事業		計	(1) 利用促進に係る事業

改正案		現行		備考
<p>域 公 共 交 通 計 画 推 進 事 業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う 減収分の補填については含まない。） ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 ・モビリティマネジメントの実施に要する経費 <p>（２）計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費 	1 / 2	<p>画 推 進 事 業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う 減収分の補填については含まない。） ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 ・モビリティマネジメントの実施に要する経費 <p>（２）計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費 	1 / 2	
補助金の額	(略)	補助金の額	(略)	
<p>(注)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. (※) 地域公共交通協働トライアル推進事業は、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会が主体となった協働による取組を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。この場合、補助対象事業者は、都道府県及び複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に限る。</p>		<p>(注)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. (※) 地域公共交通協働トライアル推進事業は、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会が主体となった協働による取組を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。この場合、補助対象事業者は、都道府県及び複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に限る。</p>		

改正案	現 行	備考												
<p>イ 地域公共交通計画に、公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載すること。</p> <p>ロ 交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、地域公共交通計画に、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載すること。</p> <p>ハ 地域公共交通計画に、都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載すること。</p>	<p>イ 形成計画に、公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載すること。</p> <p>ロ 交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、形成計画に、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載すること。</p> <p>ハ 形成計画に、都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載すること。</p>													
<p>別表 26-1 (第128条第2項・第131条第2項関連)</p> <p style="text-align: center;">地域公共交通利便増進事業 (補助対象経費等)</p> <table border="1" data-bbox="129 877 996 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利便増進計画策定事業</td> <td>(1) 利便増進計画の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)</td> <td>1/2 (上限額1,000万円)</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	利便増進計画策定事業	(1) 利便増進計画 の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)	1/2 (上限額1,000万円)	<p>別表 26-1 (第128条第2項・第131条第2項関連)</p> <p style="text-align: center;">地域公共交通再編推進事業 (補助対象経費等)</p> <table border="1" data-bbox="1041 877 1908 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">再編計画策定事業</td> <td>(1) 再編計画の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)</td> <td>1/2 (上限額1,000万円)</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	再編計画策定事業	(1) 再編計画 の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)	1/2 (上限額1,000万円)	
	補助対象経費	補助率												
利便増進計画策定事業	(1) 利便増進計画 の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)	1/2 (上限額1,000万円)												
	補助対象経費	補助率												
再編計画策定事業	(1) 再編計画 の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)	1/2 (上限額1,000万円)												

改正案			現行			備考
利 便 増 進 計 画 推 進 業	(1) 利用促進に係る事業 ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。） ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 ・モビリティマネジメントの実施に要する経費 (2) 計画の達成状況等の評価に係る事業 ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費	1 / 2	再 編 計 画 推 進 業	(1) 利用促進に係る事業 ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。） ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 ・モビリティマネジメントの実施に要する経費 (2) 計画の達成状況等の評価に係る事業 ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費	1 / 2	
	補助金の額	(略)		補助金の額	(略)	
(注) 1. 調査事業における計画策定事業と本事業における 利便増進計画 策定事業を同一の会計年度において並行して実施する場合、調査内容が重複する部分については調査事業で実施する。 2. ～3. (略)			(注) 1. 調査事業における計画策定事業と本事業における 再編計画 策定事業を同一の会計年度において並行して実施する場合、調査内容が重複する部分については調査事業で実施する。 2. ～3. (略)			

改正案				現行				備考
別表26-2～附則別表1 (略)				別表26-2～附則別表1 (略)				
附則別表1 (令和3年2月16日改正附則第2条及び第4条第2項関連)				附則別表1 (令和2年7月1日改正附則第2条及び第4条第2項関連)				
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	
鉄道	鉄軌道事業者(地方公共団体(第三種鉄道事業者を除く。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第6条第2項に定める旅客会社及び同法第8条第2項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。)	<u>公共交通のデジタル化・システム化に要する費用(遠隔管理システム等)</u>	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	鉄道	鉄軌道事業者(地方公共団体(第三種鉄道事業者を除く。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第6条第2項に定める旅客会社及び同法第8条第2項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。)	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、駅の衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	
		<u>「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u>	1 / 2			必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に要する費用	1 / 2	
自動車	一般乗合旅客自	<u>公共交通のデジタル化・シ</u>	1 / 2	自動車	一般乗合旅客自		1 / 2	

改正案			現行			備考
動車運送事業者	<u>システム化に要する費用（乗務日報自動作成システム等）</u>	（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）	動車運送事業者		（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）	
	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両・ <u>ターミナル</u> における抗菌・抗ウイルス・換気・ <u>衛生</u> 対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等）			感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、 <u>ターミナルの衛生対策</u> 、熱感知カメラの設置等による検温、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等）		
	<u>「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u>	1 / 2		<u>必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に要する費用</u>	1 / 2	
一般貸切旅客自動車運送事業者	<u>公共交通のデジタル化・システム化に要する費用（乗務日報自動作成システム等）</u>	1 / 2 （当該補助対象経費が100	一般貸切旅客自動車運送事業者		1 / 2 （当該補助対象経費が100	
	感染症拡大防止対策のため			感染症拡大防止対策のため		

改正案				現行				備考
		<p>の設備等の導入等に要する費用(車両・<u>ターミナル</u>における抗菌・抗ウイルス・換気・<u>衛生対策</u>、熱感知カメラの設置等による検温、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)</p> <p>高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両を導入するために要する費用</p> <p><u>「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u></p>	<p>万円以下の部分については定額)</p> <p>1 / 2</p>			<p>の設備等の導入等に要する費用(車両における抗菌・抗ウイルス・換気<u>対策</u>、<u>ターミナルの衛生対策</u>、熱感知カメラの設置等による検温、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等に要する経費等)</p> <p>高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両を導入するために要する費用</p> <p><u>必要な感染症対策を行ったうえで</u>実証運行に要する費用</p>	<p>万円以下の部分については定額)</p> <p>1 / 2</p>	
<u>一般乗用旅客自動車運送事業者</u>		<p><u>公共交通のデジタル化・システム化に要する費用(乗務日報自動作成システム等)</u></p> <p><u>感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(車両・ターミナルにお</u></p>	<p><u>1 / 2</u></p> <p><u>(当該補助対象経費が 100万円以下</u></p>					

改正案				現行				備考
		ける抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)	分については定額)					
		「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2					
海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	公共交通のデジタル化・システム化に要する費用(ダイヤ最適化システム等) 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(船舶・ターミナルにおける抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(船舶における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	

改正案				現行				備考
		要する経費等) <u>「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運航に要する費用</u>	1 / 2			入に要する経費等) <u>必要な感染症対策を行ったうえで、船内等の密度を上げないように配慮した実証運航に要する費用</u>	1 / 2	
航空	本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)	<u>地域公共交通のデジタル化・システム化に要する費用(販売連携システム等)</u> 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(航空機・ <u>ターミナル</u> における抗菌・抗ウイルス・換気・ <u>衛生対策</u> 、熱感知カメラの設置等による検温、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	航空	本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(航空機における抗菌・抗ウイルス・換気 <u>対策</u> 、 <u>ターミナルの衛生対策</u> 、熱感知カメラの設置等による検温、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	
		<u>「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運航に要する費用</u>	1 / 2			<u>必要な感染症対策を行ったうえで、機内等の密度を上げないように配慮した実証運航に要する費用</u>	1 / 2	
1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。				1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。				

改正案	現 行	備考
<p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第<u>9</u>－11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>附則別表<u>2</u>（令和<u>3</u>年<u>2</u>月<u>16</u>日改正附則第<u>23</u>条関連） 被災地域鉄道路線代替輸送事業（補助対象経費の算出方法）</p>	<p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第<u>8</u>－11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>附則別表<u>1</u>（令和<u>2</u>年<u>2</u>月<u>5</u>日改正附則第<u>5</u>条関連） 被災地域鉄道路線代替輸送事業（補助対象経費の算出方法）</p>	
<p style="text-align: center;">補助対象経費の算出方法</p> <p>1. 補助対象経費の額は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入を差し引いた額とする。</p> <p>2. 代替輸送の委託に要する経費は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">代行バスの1日あたり委託費用 × 委託日数</p> <p>3. 補助対象事業によって生じた収入は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">代行バスの区間・1日あたり収入相当額 × 委託日数</p> <p>4. 代行バスの区間・1日あたり収入相当額は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄道の区間・1人あたり収入額 × 代行バスの1日平均輸送人員</p>	<p style="text-align: center;">補助対象経費の算出方法</p> <p>1. 補助対象経費の額は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入を差し引いた額とする。</p> <p>2. 代替輸送の委託に要する経費は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">代行バスの1日あたり委託費用 × 委託日数</p> <p>3. 補助対象事業によって生じた収入は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">代行バスの区間・1日あたり収入相当額 × 委託日数</p> <p>4. 代行バスの区間・1日あたり収入相当額は、次式によって算出して得られた額とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄道の区間・1人あたり収入額 × 代行バスの1日平均輸送人員</p>	

改正案	現行	備考
<p>5. 鉄道の区間・1人あたり収入額は、次式によって算出して得られた額とする。</p> $\text{鉄道の年間運賃収入} \div \text{鉄道の年間輸送人員} \times \text{鉄道の運行休止区間の割合}$ <p>(注)</p> <p>1. 「代行バスの1日あたり委託費用」が平日と土休日で異なる場合は、それぞれで計算すること。</p> <p>2. 「代行バスの1日平均輸送人員」は、1ヶ月分の実績を日数で除したものとすること。</p> <p>3. 「鉄道の年間運賃収入」及び「鉄道の年間輸送人員」は、非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度の実績を用い、定期及び定期外のそれぞれで「鉄道の区間・1人あたり収入額」及び「代行バスの区間・1日あたり収入相当額」を計算すること。</p> <p>4. 「鉄道の運行休止区間の割合」は、代行バスの委託区間に係る鉄道の運行休止区間のキロ程を全キロ程で除したものとすること。</p> <p>5. 収入及び費用は、消費税相当額を控除した額とすること。</p>	<p>5. 鉄道の区間・1人あたり収入額は、次式によって算出して得られた額とする。</p> $\text{鉄道の年間運賃収入} \div \text{鉄道の年間輸送人員} \times \text{鉄道の運行休止区間の割合}$ <p>(注)</p> <p>1. 「代行バスの1日あたり委託費用」が平日と土休日で異なる場合は、それぞれで計算すること。</p> <p>2. 「代行バスの1日平均輸送人員」は、1ヶ月分の実績を日数で除したものとすること。</p> <p>3. 「鉄道の年間運賃収入」及び「鉄道の年間輸送人員」は、非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度の実績を用い、定期及び定期外のそれぞれで「鉄道の区間・1人あたり収入額」及び「代行バスの区間・1日あたり収入相当額」を計算すること。</p> <p>4. 「鉄道の運行休止区間の割合」は、代行バスの委託区間に係る鉄道の運行休止区間のキロ程を全キロ程で除したものとすること。</p> <p>5. 収入及び費用は、消費税相当額を控除した額とすること。</p>	